

## 1 本人の意思確認と親族の同意

献体登録をするには本人の意思確認が必要となります。

必ず献体登録希望者である **本人** が直接お電話、または岐阜大学医学部までお越しください。

代理の方からの連絡、以下のような本人の意思が確認できない場合は受付できません。

- ▶ 意識障害
- ▶ 認知症
- ▶ 大学の献体担当職員が意思確認できないと判断した場合

ただし以下の場合はこの限りではありません。

目や手が不自由で  
申込書に自筆記入  
できない

耳が不自由で電話が  
困難かつ、身体的理由  
で来学できない

----- 親族から大学の献体窓口までご相談ください。

**献体登録をするには4名の献体同意者が必要です。**

献体の同意者として申込書に署名いただける範囲は、三親等以内の親族もしくは任意後見人、死後事務委任契約者です。(次のページをご参照ください)

### 同意者の必要性について

昭和58年11月に『医学及び歯学の教育のための献体に関する法律』が施行されておりますが、その第三条に「献体の意思は、尊重されなければならない。」とされています。しかし、それには「死亡した者が献体の意思を書面により表示している旨を遺族に告知し、遺族がその解剖を拒まない場合」(第四条の一)という条件がつけられております。

また献体の連絡実行をしていただくのがご遺族であることを考えますと、同意は不可欠の条件です。